

小野寺氏と戦国時代の東北

竹井英文(東北学院大学)

はじめに

- ・小野寺氏…鎌倉期、下野国御家人の小野寺道綱が雄勝郡地頭職に任じられ、四代後の経道が現地に入部。仙北地域の領主として成長
- ・御所・屋形秩序…15 世紀半ば（室町末・戦国期）、小野寺氏は「屋形」の地位かつ京都御扶持衆
- ・16 世紀（戦国期）の状況…周囲には由利十二頭、戸沢氏、前田氏、本堂氏、六郷氏、鮭延氏、和賀氏、稗貫氏らが割拠。16 世紀後半になると最上氏や大宝寺氏、檜山・湊安東氏との関係も深まる
- ・一族の割拠…稲庭氏、西馬音内氏、川連氏、三梨氏など
- ・居城の変遷…16 世紀（戦国期）、稲庭城 ⇒ 沼館城 ⇒ （湯沢城） ⇒ 横手城

※沼館城が小野寺氏の居城となった 16 世紀の小野寺植道、輝道、光道、義道の四代の動向を概観し、2 つのテーマ（京都との関係および古文書論）について掘り下げたい

1. 小野寺植通・輝道・光道・義道の事績（遠藤 88・02、横手市 08、金子 16・23 など）

①小野寺植道

- ・室町幕府第 10 代将軍足利義植の一字拝領（偏諱）により植道を名乗る。同時期に上洛？
- ・天文 2 年（1533）「小林寺」左衛門佐の存在…植通か、前代の誰かか
- ・伊達植宗朱印状写の「小野寺中宮亮」。数少ない伊達氏との通交関係史料
- ・居城を稲庭城から沼館城へ…雄勝郡から平鹿郡へ進出。山城から平城へ
- ・天文 15 年、横手光盛・金沢金乗坊と戦い、死去（「平城の乱」）

②小野寺輝道

- ・「平城の乱」で羽黒山に逃亡。羽黒山衆徒、庄内の大宝寺義氏、由利衆らの援護により復帰
- ・輝道は、天文 24 年段階では「次郎」。弘治 2 年（1556）に室町幕府第 13 代将軍足利義輝から一字拝領し、輝道・遠江守に
- ・居城を朝倉城（横手城）へ移転。沼館城には家臣照井氏を城代として置くという
- ・「郡中」・「洞」。六郷・本堂・戸沢氏らが「道」の一字偏諱。相互紛争の一方で地縁・血縁による領主連合的な側面。中人制の前提
- ・和賀氏と小野寺氏…時に合戦し、時に上洛の際の通り道として便宜を図る
- ・織田信長・豊臣秀吉との通交

③小野寺光道・義道

- ・小野寺光道…輝道の嫡男「四郎」。署名「道」の文書＝唯一の文書。天正 14 年（1586）頃に家督相続、同 17 年 7 月以前に死去。その間の天正 15 年 10 月頃から翌年にかけて「仙北干戈」の勃発
- ・小野寺義道…輝道の次男「孫十郎」。光道死去後に家督相続。輝道は大森城⇒吉田城へ隠居
- ・天正 18 年奥羽仕置…「上浦郡三分の二」を与えられ豊臣大名として存続。上浦郡、中郡、北浦郡の誕生
- ・稗貫氏と小野寺氏（北上市 22）…奥羽仕置時に協力関係。以前から通交関係か

2. 戦国期の室町幕府と小野寺氏

① 戦国時代の捉え方

- ・戦国大名の自立性の強調＝権力論
- ・室町幕府を頂点とする秩序の存在＝権威論

② 「室町礼法」の伝播と栄典授与（小林 08、水野 23 を中心に）

- ・「室町礼法」…室町幕府第 8 代将軍足利義政期（15 世紀後半）までに成立した足利将軍を頂点とする身分秩序を基にした、武家間の序列と書札礼・路頭礼・殿中儀礼などの礼節。「故実書」などによって示される故実を基礎とし、現実の情勢・状況を踏まえた礼節
- ・栄典授与…偏諱、官途受領、位階、御相伴衆、桐紋などの特権
- ・「室町礼法」の各地への伝播…主として 16 世紀前半から半ばの時期。室町幕府側の働きかけと同時に地域権力側からの獲得要望＝地域内での地位上昇や家中統制強化。儀礼秩序の共通認識化＝「地域版室町礼法」の成立。それに基づく栄典の一定の効力
- ・蹴鞠や連歌などの諸芸能も、さまざまなルートで伝播

③ 「室町礼法」の伝播と奥羽

* 天文～永禄期の奥羽と京都

- ・天文 24 年（1555）奥州衆の上洛。前年に京都の商人坂東屋が奥羽を巡回
- ・弘治 2 年（1556）の小野寺輝道、西野道房書状…「輝」の一字・遠江守拝領の御礼
- ・永禄年間の最上義守・義光父子の上洛、永禄 12 年（1569）葛西晴胤の上洛、元亀 2 年（1571）の和賀氏の上洛。永禄 12 年足利義昭による「御殿料」の催促

* 室町幕府政所伊勢氏と奥羽諸氏

- ・「室町礼法」の 3 流…管領細川氏、政所伊勢氏、大館氏。伊勢氏と大館氏は幕府の「申次」＝対外交渉役。「室町礼法」の伝授と対外交渉の密接な関係
- ・伊勢氏は広く奥州諸氏と通交。伊勢流故実書など伊勢氏を通じた「室町礼法」の伝播
- ・稗貫氏の「故実」調査…「室町礼法」を求める地域の動き

* 儀礼の場としての城館（小野 17）

- ・領主居城の空間構成…ハレ・ケと表・奥。池庭とかわらけ、威信材。室町幕府的な儀礼秩序に欠かせない装置
- ・一方、北奥羽では池庭とかわらけがほとんど出土せず…独自の世界？（南部氏の聖寿寺館では金箔かわらけが出土するも池庭は未確認）
- ・平城で広大な沼館城…池庭の存在やかわらけの使用はあったか？

3. 戦国期東北の古文書のなかの小野寺氏

① 花押と印判

- ・花押＝サイン、印判＝ハンコのこと
- ・バラエティに富んだ花押・印判

② 小野寺輝道の花押と近隣領主の花押（金子 07）

- ・小野寺輝道の花押
- ・大崎義隆の花押、土佐林禅棟の花押…輝道と同一系統？

③花押としての「判」（菅野 01）

- ・南部信直書状の「判」…普通は案文（控え）か写し。しかし、正文（原本）と考えざるをえない状態。信直のみならず、糠部地域の各領主も使用＝糠部郡内、近親者のみに使用と推定
- ・小野寺氏関係文書と「判」…「横手宿老中」と佐貫秀綱、三梨道則の文書にも「判」。小野寺氏も「判」を使う文化ありの文書
- ・大宝寺義氏、南部家中の福士氏、和賀氏と稗貫氏（北上市 22）、さらには葛西氏関係にも「判」の存在。「単に「判」とのみあるのは、当人が不在であったか、あるいはこの「奉加帳」全体が写しのためなのか不明」（石巻市 92）
- ・南部の福士氏、稗貫氏、和賀氏は伊達宛てで「判」。葛西の事例も含めると、領内や近親者のみではない広がり
⇒「判」という署名で了解を得られる社会的な合意の存在＝北奥羽独特の地域秩序

④版刻花押の広がり

- ・花押をハンコにしたもの。鎌倉期には登場するが、メインは戦国期。関東での事例が多い
- ・東北では…大宝寺義興・義氏、秋田愛季・実季。大宝寺義氏は花押型に墨塗り？（遠藤 99）。近世、元和年間の佐竹義宣も使用
- ・天正 18 年の菅中左衛門尉年貢送状と栗田綱盛年貢送状の版刻花押。両人は小野寺氏家中か。小野寺氏でも版刻花押を使用

⑤「まっすぐ花押」の広がり

- ・南部信直ら糠部郡の領主で確認
- ・類似例として、土佐林禅棟、忠鉢勝宣（小野寺氏家臣？）

おわりに

- ・京都との関係…戦国末期まで繋がり。京都的なもののあり方と奥羽領主との関係
- ・地域との関係…「北奥羽」という括りでは捉えきれない、さまざまな地域のあり方
- ・小野寺氏関係城館の発掘調査への期待

主要参考文献

■著書・論文

- ・飯村均・室野秀文編『東北の名城を歩く 南東北編』（吉川弘文館、2016 年）
- ・飯村均・室野秀文編『続・東北の名城を歩く 南東北編』（吉川弘文館、2021 年）
- ・市村高男「戦国期の地域権力と『国家』・『日本国』」（『日本史研究』第 519 号、2005 年）
- ・遠藤巖「戦国大名小野寺氏—種通・輝道関連史料の検討—」（『秋大史学』第 34 号、1988 年）
- ・遠藤巖「京都御扶持衆小野寺氏」（『日本歴史』第 485 号、1988 年）
- ・遠藤巖「音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書」（『弘前大学国史研究』第 107 号、1999 年）
- ・遠藤巖「戦国・織豊時代の出羽」（伊藤清郎・山口博之編『中世出羽の領主と城館』高志書院、2002 年）
- ・荻野三七彦『日本歴史叢書 13 印章』（吉川弘文館、1966 年）
- ・荻野三七彦『読み直す日本史 姓氏・家紋・花押』（吉川弘文館、2014 年。原本刊行は 1976 年）
- ・小野寺彦次郎『中世の小野寺氏 その伝承と歴史』（創栄出版、1993 年）
- ・小野正敏「館・屋敷をどう読むか—戦国期武家館を素材として—」（『発掘調査成果でみる 16 世紀大名居館の諸相』東国中世考古学研究会、2016 年）

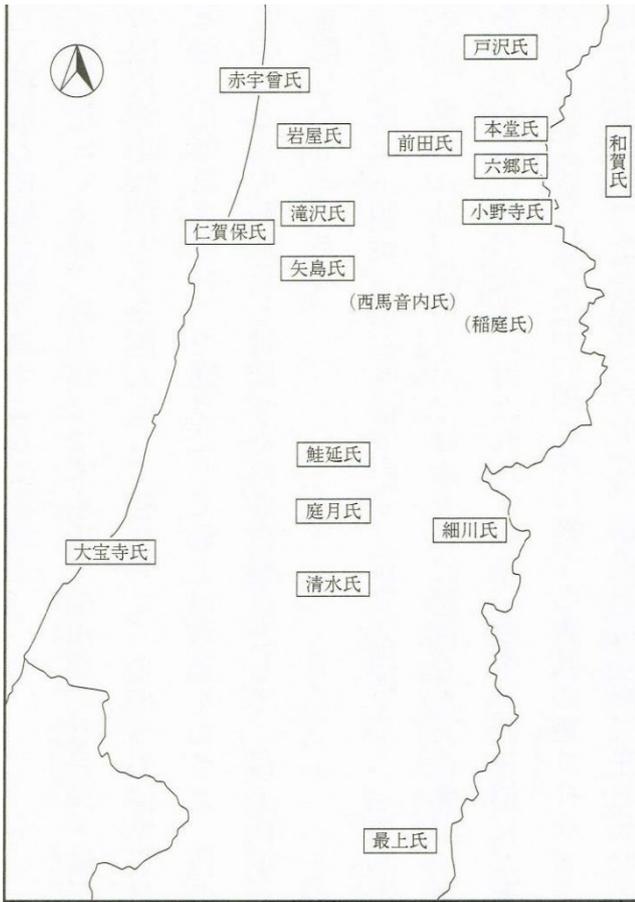
- ・小野正敏「館・屋敷をどう読むか―戦国期大名館を素材に―」（小野正敏・五味文彦・萩原三雄編『遺跡に読む中世史』高志書院、2017年）
- ・小野正敏「城と城下にみる戦国大名の権威―本佐倉、小田原、甲府―」（『令和3年度国史跡本佐倉城跡講演会 記録集』酒々井町教育委員会、2023年）
- ・金子拓「戦国大名小野寺氏の花押」（『秋大史学』第53号、2007年）
- ・金子拓「最上氏と出羽の領主」（遠藤ゆり子編『東北の中世史4 伊達氏と戦国争乱』吉川弘文館、

2016
年)

- ・金子拓「小野寺義道」（遠藤ゆり子・竹井英文編『戦国武将列伝1 東北編』（戎光祥出版、2023年）
- ・菅野文夫「南部信直発給文書とその周辺」（『岩手大学教育学部研究年報』第60巻第2号、2001年）
- ・胡偉権「大宝寺義氏の戦争と外交―由利侵攻を手掛かりに―」（『秋大史学』第64号、2018年）
- ・小久保嘉紀『室町・戦国期儀礼秩序の研究』（臨川書店、2021年）
- ・小林清治「坂東屋富松と奥州大名」（同『戦国大名伊達氏の研究』高志書院、2008年。初出1985年）
- ・小林清治「坂東屋富松と奥州大名：補考」（同上、1987年）
- ・小林清治「戦国期南奥の武士と芸能」（同『小林清治著作集2 戦国期奥羽の地域と大名・郡主』岩田書院、2018年。初出2001年）
- ・小林清治「南と北の戦国争乱」（同上、初出2004年）
- ・齋藤慎一「戦国時代と戦国大名」（『戦国時代展』江戸東京博物館ほか図録、2016年）
- ・佐藤進一『増補 花押を読む』（平凡社ライブラリー、2000年）
- ・佐藤博信「中世東国における版刻花押について―古河公方足利高基・常陸佐竹氏を中心に―」（同『中世東国の権力と構造』校倉書房、2013年。初出2007年）
- ・竹井英文「南北朝期東北地方の城館関係史料集成」（『東北学院大学論集 歴史と文化』59号、2019年）
- ・竹井英文「東北地方における中世城館関係史料集成―秋田県・山形県編―」（『東北学院大学論集 歴史と文化』第61号、2020年）
- ・中島圭一「戦国時代の大名・国衆にとっての室町幕府的規範」（『発掘調査成果でみる16世紀大名居館の諸相』東国中世考古学研究会、2016年）
- ・平井聖ほか編『日本城郭大系2 青森・岩手・秋田』（新人物往来社、1980年）
- ・深澤多市『小野寺盛衰記』（東洋書院、1979年）
- ・水野嶺「戦国・織豊期における室町礼法の展開と終焉」（2023年度歴史学研究会大会中世史部会報告レジュメ、2023年）

■自治体史、各種報告書類

- ・『横手市史』通史編原始・古代・中世（横手市、2008年）
- ・『横手市史』史料編古代・中世（横手市、2006年）
- ・『石巻の歴史』第8巻古代・中世編（石巻市、1992年）
- ・『能代市史』資料編古代中世1（能代市、1998年）
- ・『新編北上市史』資料編古代・中世（北上市、2022年）
- ・『葛西氏の興亡』（一関市博物館図録、2015年）
- ・矢田俊文・新潟県立歴史博物館編『越後文書宝翰集 色部氏文書Ⅲ』（2019年）
- ・矢田俊文・新潟県立歴史博物館編『越後文書宝翰集 色部氏文書Ⅳ』（2021年）
- ・『史料が語る 和賀氏の時代』（北上市立博物館図録、2012年）



29 16世紀後半の出羽勢力図

『横手市史』通史編原始・古代・中世より



1 小野寺氏主要城館位置圖

『新編北上市史』資料編古代・中世より

元龜二年（一五七二）七月六日、土佐林禅棟が小野寺氏宿老西野道俊に対して、和賀氏が上洛途上に自分のもとを訪れたことを伝える。

二九六 土佐林禅棟書状（増田五郎兵衛文書）

啓上候、永過無音^ニ候処、示給本望之至候、仍和賀殿御上洛遂
 参会、涯分令馳走候、殊^ニ路次中之義も京都迄知音中へ相添一
 書候条、不可有相違候間、可御心易候、然者秋田無事之義、自
 其元以御意見属和談之由、其間得候、誠以目出至極候、爰辺相
 応之義承之、不可有如在候、万々期後音不具候、恐々謹言、

杖林齋

（元龜二年）
 文月六日 禅棟（印）

西野殿

御報

〔註〕『湯沢市史』（秋田県湯沢市教育委員会、一九六五年）によった。

天正一九年（一五九二）八月五日、小野寺義道が稗貫重綱に書状を送り、
 兵糧を重綱の在所に置くよう依頼する。

三三八 小野寺義道書状写（稗貫家譜）

兵糧之事、指越候ハ、其地^ニ被差置可給候、委曲山図書可申
 入候間、不能細書候、恐々謹言、

小野寺義道

（天正一九年）
 八月五日
 （重綱）
 稗貫殿
 御宿所

蜷川家古文書
国立公文書館内閣文庫所蔵

〔ウラ書カ〕

謹上伊勢守殿

遠江守輝道

小野寺

今度御書不給恐悦候、仍而一字・受領之儀、西野罷登砌、御内分申入処、誠以御馳走、被懸御意候、晴大望候、然而任見来、若雄鷹一居令進覽候、御走儀迄候、委曲猶富松四郎左衛門尉可申上候、恐々謹言、

四月廿三日

遠江守輝道（花押）

謹上 伊勢守殿

90 西野道房書状

蜷川家古文書
国立公文書館内閣文庫所蔵

〔ウラ書カ〕

謹上蜷川新右衛門尉殿

飛驒守道房

西野

〔墨引〕

追而申上候、正印かたより

〔機損、以下同〕

若雄鷹一居進上被申候、少罵

羽あたり候而、少いたミ申候へ共、一段之若鷹ニ候間、被進之候、京上候者、やかてく御養生肝要候、此□□ニ御□□候、

爰元之様躰、富松下着候て、委被及見候条、何時も御馬・高御用付而ハ、可仰蒙候、涯分馳走可被申候、将又近所者一人望申儀候て、

富松同道申候間、其元自然之折節ハ、奉憑存候、此外不申上候、去年者罷登候砌、正印御一字・受領申請度之由、御内分申宣候之処、以

御馳走、則下被下被預候、旁御心得不殘令存候、将又御進物之儀、様躰富松四郎左衛門尉方ニ申合候、皆々相調、此度登度候へ共、長々弓矢付而、

家中不相調候条、来春ハ早々相登可申候、内々正印も相望儀候之条、富松方迄申入候、恐々謹言、

四月廿三日

飛驒守道房（花押）

謹上 蜷川新右衛門尉殿

弘治元年（一五五五）九月、稗貫義時、上洛に際して、蜷川親俊に故実について質問する。

二八一 稗貫義時尋申故実条々覚書（蜷川家文書）

稗貫上洛之時尋申条々天文廿四九月日

一、侍参会之次第之事

貴人主人御出之時ハ○庭上へ罷出、座敷へしやうし申候、又等輩より少上手の人をは、ゑんへ出向、座敷へしやうし申候、たかに礼を申、其うへにて、賞翫の方より座敷へ先あかられ候也、等輩○人をは座敷にゐなからしやうし申、たかに礼を申候、

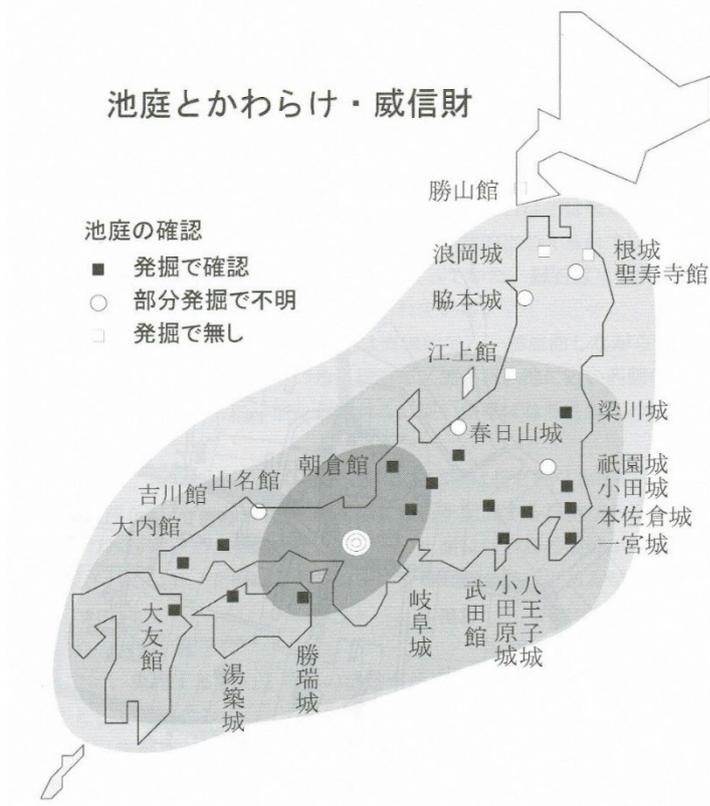
一、奏者いたす事

貴人御出之時ハ、先いかにも敬申、貴人よりものを被仰ぬさきに、ものを申事なく候、自然仰かふけり候時ハ、そと御返事を可申候、等輩之儀ハ不及申候、

一、礼たち請取渡之事

太刀を人に出すハ、右の手にて足あひの中をもち、人のはくかつてのことくに渡申候、同御うけとる時ハ、右の手にて足あひの中をとり、右のわきに太刀を置、礼を申候、猶口伝申候也、上中下之事、

小野正敏「館・屋敷をどう読むか」より



二八八 故実不審条書案 (蟻川家文書)

一、草鹿・丸物之様躰、如何にも御懇ニ承度候、
 一、一字などの書様承候へ共、不審ニ存候、年号日付などのか
 き所をよく〜承度候、
 一、こしの前にて、馬・鷹請取渡し、其外こし請取わたす人躰
 などの事、具承度候、
 惣別、不審之事共多御座候間、来年之時^(分カ)、世上も御静候者、
 態人を申付候て、のほせ可申候、

〔註〕国立公文書館蔵。同館デジタルアーカイブによった。二八六、二八七号と同
 一の筆跡で一連のものと考えられる。

『越後文書宝翰集 色部氏文書IV』より

十一四 小野寺家中横手宿老中書状

もと折紙か 本紙 一三・五×五二・八 (第一紙二五・五、第二紙二七・三)

〔飛紙〕
 一四、横手家宿老書状

別而申上候、明日豊後・大和方可指越申候へ共、一刻も急申上度候間、申事
 候、湯沢之地ニ⁽³⁾鮭延殿在陣候条、就之、地下之者共⁽⁵⁾機遣令申候、色辺殿より⁽⁷⁾
 御音信候而、被罷帰候様ニ御取成可被成之候、万々重而可申上候、恐惶謹言、

十月廿二日

康道様へ

参人々御中

横手宿老中⁽⁸⁾

惣判



斎藤文書 (表5の23)
 閏3月20日信直書状



斎藤文書 (表5の15)
 3月8日信直書状

図1 南部信直の花押・印など (縮尺は統一)

— 39 —

菅野文夫「南部信直発給文書とその周辺」より



「遠野南部文書」(表6の14)
 3月24日南慶儀書状



「遠野南部文書」(表6の7)
 9月2日東政勝書状

糠部郡諸領主の署名 (縮尺は統一されていない)

「某判」型署名

斎藤文書 (表3の14)
11月10日信直書状

信直花押II型

斎藤文書 (表3の8)
5月22日信直書状

斎藤文書 (表3の4)
8月8日信直書状

花押I型

「遠野南部文書」(表6の2)
7月21日南部晴政書状

「遠野南部文書」(表6の1)
6月24日南部晴政書状

I型花押

「川嶋文書」(表6の19)
7月12日親輔書状

「遠野南部文書」(表6の13)
6月6日南慶儀書状

『越後文書宝翰集 色部氏文書IV』より

十一十九 菅中左衛門尉年貢送状

〔^(張紙)十九、菅中左衛門年貢送状〕

三梨之御年具十貫あいわたし申候、⁽¹⁾
⁽²⁾

〔^(異筆)天正十八年〕

十月廿四日

小嶋与三左衛門尉殿⁽⁴⁾

村山監物殿⁽⁵⁾

山上縫殿助殿⁽⁶⁾

参

菅中左衛門尉⁽³⁾
(版刻花押)

堅切紙 本紙 二五・四×一八・〇